



2018年7月31日

各 位

会 社 名 理研ビタミン株式会社  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 山木 一彦  
(コード番号4526 東証第一部)  
問合せ先 常務取締役経営企画部長 佐藤 和弘  
( T E L 03-5275-5111)

### 「株式付与E S O P信託」の導入に関するお知らせ

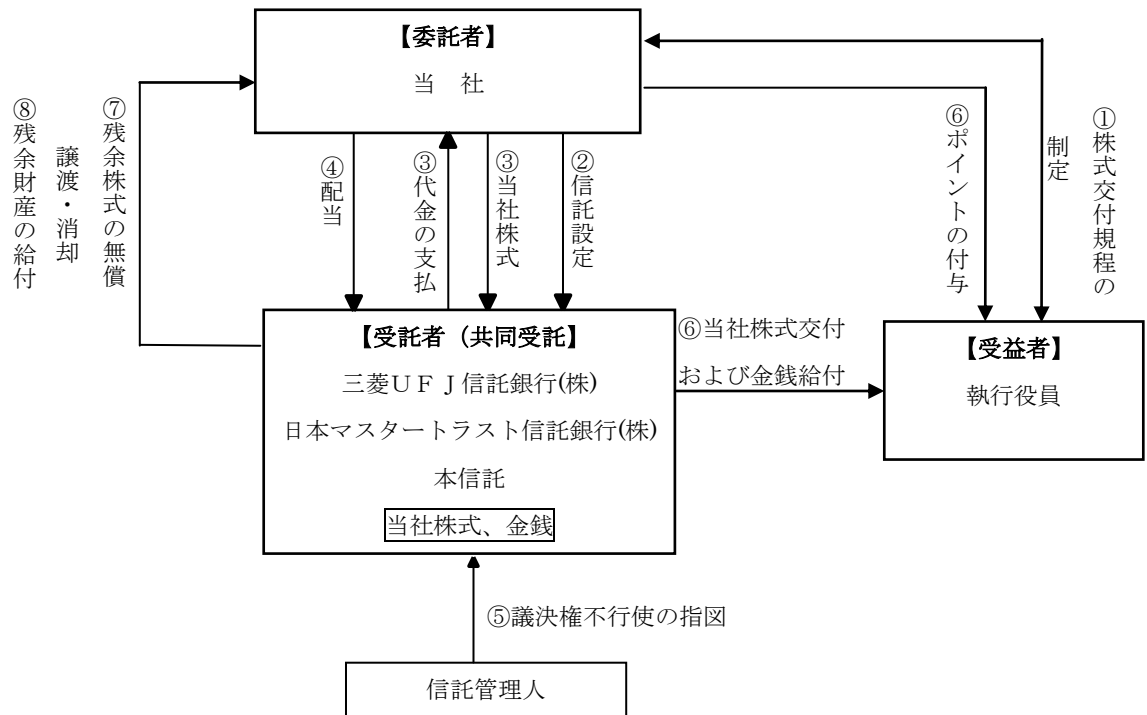
当社は、本日開催の取締役会において、当社の執行役員（顧問執行役員を含み、取締役兼務者を除く。以下同じ。）を対象としたインセンティブ・プランとして「株式付与E S O P信託」（以下「本信託」といいます。）を導入することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 本信託の導入について

- (1) 当社は、執行役員を対象として、当社の中長期的な業績の向上と企業価値の増大への貢献意欲を高めることを目的として、本信託を導入いたします。
  - (2) 本信託は、米国のE S O P (Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした従業員インセンティブ・プランであり、本信託が取得した当社株式を、予め定める株式交付規程に基づき、一定の要件を充足する執行役員に交付するものです。なお、本信託が取得する当社株式の取得資金は全額当社が拠出するため、執行役員の負担はありません。
  - (3) 当社は、本信託の信託期間が満了した場合、新たな本信託を設定し、または信託期間の満了した既存の本信託の変更および追加信託を行うことにより、本信託を継続的に実施することを予定しております。
  - (4) 本信託の導入により執行役員は当社株式の株価上昇による経済的な利益を収受することができるため、株価を意識した執行役員の業務遂行を促すとともに、執行役員の勤労意欲を高める効果が期待できます。
- (※) 本制度の導入に伴い、現在当社が保有する自己株式3,893,438株（2018年3月31日現在）のうち、40,100株（172,430,000円）を本信託に対して処分することを同時に決議いたしました。詳細につきましては、別途、本日付で開示しております「第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」をご参照ください。

## 2. 本信託の概要



- ① 当社は、本信託の導入に際して株式交付規程を制定します。
- ② 当社は、受益者要件を充足する執行役員を受益者とする本信託を金銭で設定します。
- ③ 本信託は、信託管理人の指示に従い、②で拠出された金銭を原資として、当社株式を当社（自己株式処分）から取得します。
- ④ 本信託内の当社株式に対しても、他の当社株式と同様に配当が行われます。
- ⑤ 本信託内の当社株式については、信託期間を通じ、議決権を行使しないものとします。
- ⑥ 信託期間中、株式交付規程に従い、事業年度の半期毎に、執行役員に一定のポイントが付与されます。一定の受益者要件を満たす執行役員に対して、当該執行役員の退任時に、累積したポイント数の一定割合に相当する当社株式が交付され、残りのポイント数相当の株式については、本信託内で換価処分した換価処分金相当額の金銭が給付されます。
- ⑦ 信託期間満了時に残余株式が生じた場合、信託契約の変更および追加信託を行うことにより本信託またはこれと同種の新たなインセンティブ・プランとして本信託を継続利用するか、本信託から当社に当該残余株式を無償譲渡し、取締役会決議により消却を行う予定です。
- ⑧ 本信託の終了時に、受益者に分配された後の残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内で当社に帰属する予定です。また、信託費用準備金を超過する部分については、当社および執行役員と利害関係のない団体への寄付を行う予定です。

(注) 信託期間中、受益者要件を充足する執行役員への当社株式の交付により本信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。なお、当社は、執行役員に対する交付の対象とする当社株式の取得資金として、本信託に対し、追加で金銭を信託する可能性があります。

(ご参考) 信託契約の内容

①信託の種類	特定単独運用の金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
②信託の目的	執行役員に対するインセンティブの付与
③委託者	当社
④受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社 (共同受託者 日本マスタートラスト信託銀行株式会社)
⑤受益者	執行役員のうち受益者要件を充足する者
⑥信託管理人	当社と利害関係のない第三者
⑦信託契約日	2018年8月27日 (予定)
⑧信託の期間	2018年8月27日~2021年9月末日 (予定)
⑨制度開始日	2018年9月1日 (予定)
⑩議決権行使	行使しないものとします。
⑪取得株式の種類	当社普通株式
⑫取得株式の総額	172,430,000円
⑬株式の取得方法	当社自己株式の第三者割当により取得
⑭権利帰属者	当社
⑮残余財産	帰属権利者である当社が受領できる残余財産は、信託金から株式取得資金を控除した信託費用準備金の範囲内とします。

【信託・株式関連事務の内容】

①信託関連事務	三菱UFJ信託銀行株式会社および日本マスタートラスト信託銀行株式会社が本信託の受託者となり、信託関連事務を行います。
②株式関連事務	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社が事務委託契約書に基づき、受益者への当社株式の交付事務を行います。

以上